

平成 20 年度一般会計決算のポイント

～危機的な財政状況の中、基金の活用などで、
実質収支の黒字は維持
市債残高は減少し、財政健全化判断比率も着実に改善～

★**実質収支は 3 億 6 千万円で前年度より約 7 億 7 千万円減少**

単年度ベースでは 2 億円の赤字 <詳細は、「平成 20 年度一般会計決算の概要」P.1 参照>

20年度は、秋以降の世界同時不況の影響を受け、大変厳しい財政運営となりました。

具体的には、法人市民税等の市税収入や県税交付金などが、当初見込みを大きく下回ったため、より効率的な執行管理を徹底すること等による予算の減額を行なったほか、財政調整基金や土地開発基金の臨時財源としての活用(合計 87 億円)、減収を補てんするための市債の発行(約 93 億円)などの手立てを講じることで、収支不足を補いました。

最終的な実質収支は、3 億 6,400 万円(対前年度比▲7 億 6,600 万円)の黒字でしたが、実質収支から前年度剰余金を引いた**単年度の収支では、2 億円のマイナスで 2 年連続の赤字**となりました。

★**市税は前年度より微増、21 年度以降は市民税を中心に厳しい見込**

<詳細は、P.3、4 参照>

市税については、急激な景気悪化を受けて、法人市民税が 6 年ぶりに前年度に比べ減収(約▲53 億円減)になるなど、**当初見込み額を大きく下回る決算**となったものの、納税者数の伸びなどにより**個人市民税が増収**(対前年度比約 70 億円増)になったことや、家屋の新增築による**固定資産税の増**(対前年度比約 42 億円増)などにより、**前年度決算比では約 60 億円(0.8%)増の 7,294 億 5,700 万円**となり、4年連続の増収となりました。

しかし、21 年度以降は、引き続き**法人市民税の大幅な減収**や、**個人所得の減**による**個人市民税の減収**が見込まれるなど、極めて厳しい状況にあります。

<参考>市税収入の状況 (21 年 7 月時点の概算)

(単位：億円)

	20年度決算			21年度		
	当初 収入見込額	決算額	差引	当初 収入見込額	現在 見込額	差引
市 税	7,354	7,295	▲ 60	7,255	7,040	▲ 215
うち個人市民税	3,026	3,070	44	3,142	3,060	▲ 82
うち法人市民税	744	647	▲ 97	529	400	▲ 129

注1)20年度の当初収入見込額は、当初予算額に留保分(個人市民税で30億円)を加えた額

21年度当初予算では、留保ができなかったため当初予算額と同じ

注2)21年度の現在見込み額は、現時点での推計であり、今後、変動が見込まれます。

注3)表示単位未満を四捨五入しているため、合計等と一致しない場合があります。

裏面へ

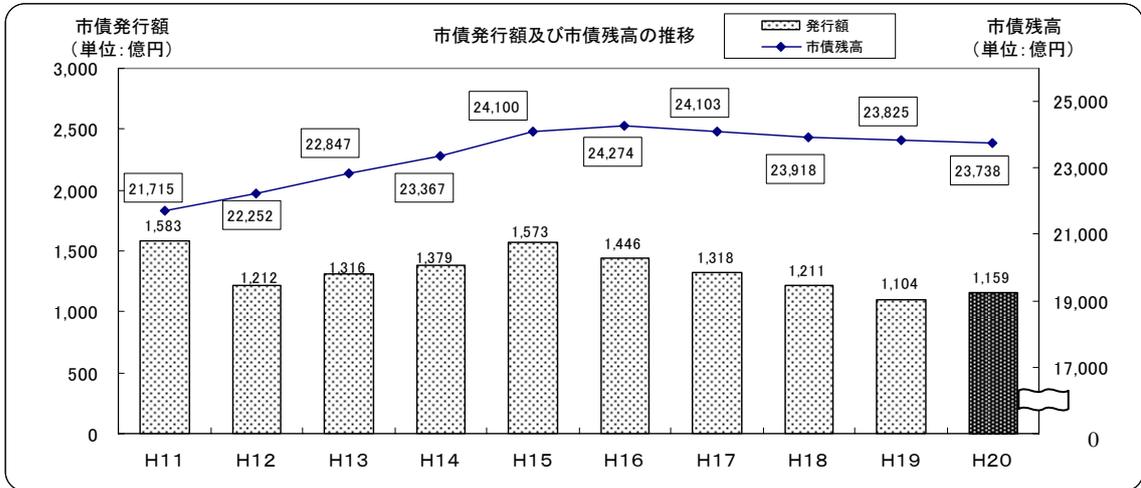
★市債発行額は前年度に比べ5%増、市債残高は87億円減少 <詳細は、P.3, 7参照>

新たな市債発行については、中期計画に基づき計画的な発行抑制を行っています。20年度は、19年度の発行実績が予算に比べて減額となった分(約32億円)を活用して減収補てん債を発行するなど、中期計画の枠組みの中で必要な財源を確保することにしました。

その結果、市債発行額は、前年度決算比で55億3,300万円(5.0%)増の、1,159億円となりましたが、一般会計の市債残高は、20年度末で、2兆3,737億8,700万円となり、前年度末より▲86億6,400万円(▲0.4%、市民1人あたり約▲6,600円)の減少となっています。

(注1) 市債発行額が決算ベースで5%増となった理由は、19年度に発行予定だった市債が、事業が繰越されたことで20年度の発行となったこと(羽田空港再拡張事業等)や、事業費の減等により19年度未発行となった分を20年度に活用したことなどによるものであり、19・20年度をあわせると中期計画の目標に沿った発行抑制となっています。

(注2) 20年度末の市民1人あたり一般会計市債残高 約64万8,800円



★財政健全化に取り組み、健全化比率を改善 <詳細は、P.8参照>

非常に厳しい財政状況の中であっても、財政規律を考えた市政運営を行ない、引き続き市債の発行抑制や外郭団体等の借入金の着実な返済を進めたことで、昨年度から公表している財政健全化判断比率は、実質公債費比率、将来負担比率のいずれも改善しています。

主な健全化判断比率の状況

	20年度決算	19年度決算	早期健全化基準
実質公債費比率	20.2% 19.2%	20.6%	25%
将来負担比率	261.1% 274.0%	292.7%	400%

(注) 数値は、現時点での速報値であり、今後、監査委員の監査等を経て確定値を公表します。
各比率は、総務省の指示に基づき速報値から変更となりました。

実質公債費比率: 一般会計等が負担する元利償還金及びそれに準ずるものの標準財政規模に対する比率
将来負担比率: 一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率
早期健全化基準: 基準以上になった場合には財政健全化計画の策定、実施が必要